

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	関西電力株式会社		コード	9503
提出日	2023/5/26	異動(予定)日	2023/6/28	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)											異動内容	本人の同意				
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			l	該当なし		
1	榊原 定征	社外取締役	○														△			有
2	沖原 隆宗	社外取締役	○														△			有
3	加賀 有津子	社外取締役	○														○			有
4	友野 宏	社外取締役	○														△			有
5	高松 和子	社外取締役	○														○			有
6	内藤 文雄	社外取締役	○														○	訂正・変更		有
7	真鍋 精志	社外取締役	○														△		新任	有
8	田中 素子	社外取締役	○														○		新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	榊原氏が業務執行者であった一般社団法人日本経済団体連合会と当社は、会費支払いの取引関係がありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略します。 また、榊原氏が過去に業務執行者であった法人と当社との間には電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の1%未満であります。	グローバルに事業を展開する東し株式会社の要職を歴任し、一般社団法人日本経済団体連合会会長を務めるなど、経営者として経験豊富であり、2020年6月以降、社外取締役として、当社の経営全般に対する適切な監督や有益な助言をいただいております。 特に、独占禁止法違反および新電力顧客情報の不適切な取扱いによる電気事業法違反等の不祥事への対応に当たり、取締役会長および取締役会議長として、コンプライアンスの徹底を経営の大前提とする考えのもと、再発防止に向けた組織風土改革や内部統制の抜本的強化等の取組みについて厳正な監督・指導をいただいております。 また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれなく、独立性を有していると判断しております。 これらの豊富な経験や識見および独立性ならびに組織風土改革や内部統制の抜本的強化等の取組みに対する監督・指導状況を踏まえ、外部の客観的な視点から、引き続き、取締役会のさらなる監督機能強化に向けてリーダーシップを発揮いただく必要があることから、社外取締役候補者とするものであります。
2	沖原氏が業務執行者であった株式会社三菱UFJ銀行と当社は、資金借入、為替および預金の取引関係がありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略します。 また、沖原氏が過去に業務執行者であった法人と当社との間には電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の1%未満であります。	グローバルに金融サービスに係る事業を展開する三菱UFJフィナンシャル・グループにおいて要職を歴任するなど、経営者として経験豊富であり、2014年6月以降、社外取締役として幅広い経営的視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただくとともに、2022年6月以降、監査委員会委員としても、企業経営経験者としての視点から監査の方針等について合理的かつ有益な提言を行うなど、委員会の議論の活性化と機能強化に尽力いただいております。 また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれなく、独立性を有していると判断しております。 これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を果たすことができるものと期待し、社外取締役候補者とするものであります。
3	加賀氏が業務執行者である法人と当社との間には電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の1%未満であります。	民間企業における経験を経て、現在は大阪大学大学院教授として活躍しており、2019年6月以降は社外監査役として、また、2020年6月以降は社外取締役として、学識経験者の幅広い視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただいております。 また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれなく、独立性を有していると判断しております。 これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を果たすことができるものと期待し、社外取締役候補者とするものであります。
4	友野氏が過去に業務執行者であった法人と当社との間には電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の1%未満であります。	グローバルに事業を展開する住友金属工業株式会社および新日鐵住金株式会社(現・日本製鉄株式会社)の要職を歴任するなど、経営者として経験豊富であり、2020年6月以降、社外取締役として、幅広い経営的視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただいております。 また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれなく、独立性を有していると判断しております。 これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を果たすことができるものと期待し、社外取締役候補者とするものであります。
5		公益財団法人21世紀職業財団の業務執行理事兼事務局長を務め、ダイバーシティに関して識見豊富であることに加え、グローバルに事業を展開するソニー株式会社(現・ソニーグループ株式会社)の要職や同社の子会社の代表取締役を歴任するなど、経営者としての経験もあり、2020年6月以降、社外取締役として、ダイバーシティ経営をはじめ幅広い視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただいております。 また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれなく、独立性を有していると判断しております。 これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を果たすことができるものと期待し、社外取締役候補者とするものであります。
6	内藤氏が現在または過去に業務執行者であった法人と当社との間には電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の1%未満であります。	財務会計、監査業務およびコーポレート・ガバナンス等の分野における学識経験者として経験豊富であり、2020年6月以降、社外取締役として、財務会計をはじめ幅広い視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただいております。 また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれなく、独立性を有していると判断しております。 内藤氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を果たすことができるものと期待し、社外取締役候補者とするものであります。
7	真鍋氏が過去に業務執行者であった法人と当社との間には電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の1%未満であります。	鉄道事業を中心に、多角的に事業を展開している西日本旅客鉄道株式会社において要職を歴任し、社会インフラを担う企業の経営者として経験豊富であり、幅広い経営的視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただけるものと考えております。 また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれなく、独立性を有していると判断しております。 これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を果たすことができるものと期待し、新たに社外取締役候補者とするものであります。
8		神戸地方検察庁検正その他の要職を歴任し、現在は弁護士として活動しており、法曹として経験豊富であり、また、他の会社の社外役員にも就任するなど、経営監督の経験もあり、コンプライアンスをはじめ幅広い視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただけるものと考えております。 また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれなく、独立性を有していると判断しております。 田中氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を果たすことができるものと期待し、新たに社外取締役候補者とするものであります。

4. 補足説明

※ 独立役員本人ならびに独立役員が現在または過去において業務執行者であった法人と当社との取引等については、一般消費者としての通常の取引である等、その規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れがないと判断される場合には、その概要の記載を省略しております。
 ※ 当社は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を踏まえ、指名委員会が独自の独立性基準を策定しており、当該基準に照らして、社外取締役の独立性を判断しております。

【社外取締役の独立性基準】

社外取締役が以下1～9のいずれにも該当しない場合に、独立性を有するものと判断する。

1. 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
2. 当社の主要な取引先またはその業務執行者
3. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
 (当該財産を得ている者が法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者。)
4. 当社から多額の寄付・会費を受けている者またはその業務執行者
5. 当社の監査法人の業務執行者
6. 当社の主要株主である者又はその業務執行者、および当社が主要株主である会社の業務執行者
7. 当社または当社子会社から役員を受け入れている会社の業務執行者
8. 最近において、上記1～7のいずれかに該当していた者
9. 次のいずれかに掲げる者(重要でない者を除く)の配偶者又は二親等以内の親族
 (1) 上記1～3までに掲げる者
 (2) 現在または最近において、当社または当社の子会社の業務執行者

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j. 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることに留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。